

(様式 1－3)

福島県（川内村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和3年4月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	24	事業名	自家消費野菜等放射能検査事業	事業番号	(3)-23-8		
交付団体		川内村	事業実施主体（直接/間接）	川内村（直接）			
総交付対象事業費		(146,515(千円)) 162,121(千円)	全体事業費	(146,515(千円)) 162,121(千円)			
帰還・移住等環境整備に関する目標							
東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、村内に放射性物質が飛散し、空間線量は高くなってしまった。川内村は東京電力から30km以内にあり、全村民一時避難となりましたが、平成24年4月に帰村し、除染と自然減衰などにより空間線量は下がったものの、住民は放射線に対する不安を抱えたまま生活している状況です。 事故以前は山菜やきのこ、家庭で作った野菜等を食べていましたが、山菜、キノコは未だに高線量のため出荷制限がかかっており、家庭で作った野菜は線量測定をしてから食べるようになってしまいました。 除染や自然減衰により空間線量は下がり外部被ばくは抑えることはできますが、内部被ばくは食品を検査しないといけなく、村民は食に対する不安を解消できるよう検査場の体制を整備し、食の安全・安心を確保することで、帰村者の不安、これから帰村する者の不安解消に努めることができます。 山菜等については出荷制限がかかっているものがあり、山林除染については実施しないなど、住民の不安解消を考えながらこの事業は、令和3年度以降も継続したいと考えています。							
事業概要							
村民が食に対する不安を解消するために、食品検査体制を整備し、毎年とれる山菜やきのこ、家庭菜園でとれた野菜を測定し、食の不安を解消すること。また、検査結果は村広報誌で住民に周知していく。							
1. 食品検査事業所							
(1) 検査日 土日祝日を除く平日（午前9時から午後4時まで） (2) 検査場所 第3検査場 (3) 測定品目 山菜、きのこ、家庭菜園等の農産物、学校給食 (4) 測定方法 検体は約1kgが必要 (5) 測定結果 食品受け取り後後日郵送							
2. 川内村復興計画における位置づけ							
復興ビジョンの柱 「放射線量と汚染対策に関すること」のうち、村内の食物（農産物及び天然の山菜やきのこ等）の安全性を確認するための放射性物質を検査する設備の導入と検査体制の確立（公的機関としての検査施設の設置）に位置づけされるものである。							
当面の事業概要							
<令和3年度> ・ <u>食品検査事業</u> 15,605,593円 人件費： 9,077,903円 物件費： 5,109,000円							

消費税： 1,418,690円

- ・商工会へ委託
- ・村内にある検査場で食品モニタリング検査を実施（検査機器4台使用）
- ・雇用者は6名（内2名は臨時職員）
- ・検査結果は広報の別添資料として村民へ発送
- ・10月、11月はコメの収穫期で全量検査を行う必要があることから、検体数が大幅に増となるため臨時職員を雇用し対応する。（検査機器2台使用）

<令和4年度>

- ・引き続き実施、内容は未定

地域の帰還・移住等環境整備との関係

東京電力福島第一原子力発電所の事故は食生活への影響も大きく、村内の農作物から放射性物質が検出されるなど、食の安全・安心という生活のもっとも基本的な部分への不安が広がった。

その食品への不安払拭のため、食品のモニタリング検査を実施できる体制を整備し、子供たち、住民の内部被ばくを防ぐとともに、食への不安を解消し、帰村者の不安、これから帰村する人の不安を取り除くことができる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性